平成２１年（フ）第５４５３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365―35　カーメルＩ―408
破産者　椎木　智子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４５４号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目13―７―301
破産者　岸　　直樹
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４９５号
神奈川県横浜市都筑区勝田南２丁目23―24―204
破産者　高山　雅由
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４９９号
東京都江戸川区船堀３丁目７―７―303
破産者　佐々木則明
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０４号
東京都西東京市北原町３丁目４―11
破産者　大谷　和代
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５２０号
東京都品川区西中延１丁目２―８―311
破産者　池松　武司
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５４８号
埼玉県朝霞市北原２丁目７―９―401
破産者　中村　和浩
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５５５号
神奈川県川崎市幸区大宮町26―３―３―2712
破産者　鈴木　淑子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５７０号
東京都豊島区雑司が谷１丁目３―37―202
破産者　車崎　正一
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５７２号
北海道札幌市西区山の手４条10丁目２―10―507
破産者　矢代　晴子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５９２号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21
破産者　柳下　　輝
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５９３号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21
破産者　柳下喜美江
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６０５号
東京都江戸川区西葛西３丁目18―７―210
破産者　上別府　優
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６０９号
東京都足立区足立１丁目５―５―602
破産者　伊藤　武男（旧姓田澤）
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６２５号
千葉県市川市菅野６丁目11―９―302　ノーブルハイツ市川菅野２
破産者　戸張　正一
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６４６号
神奈川県横浜市泉区領家４丁目22―１―４―205
破産者　安藤　嘉浩
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６９２号
東京都台東区竜泉１丁目４―10　コーポ１・４・１　５ＦＡ
破産者　西浦　玉美
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７００号
千葉県市川市新浜１丁目９―15―405
破産者　細野　周美
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７０８号
埼玉県行田市栄町13―５
破産者　池畑　利宏
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７４５号
東京都荒川区西尾久２丁目30―６
破産者　宮崎　名美
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７４９号
東京都品川区西五反田４丁目31―16―202
破産者　斉藤　裕子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３０号
埼玉県上尾市向山１丁目48番地１
破産者　株式会社プラミング
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係